



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 9 月 19 日

No.FIN_024

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正 ～本人確認方法の新設と廃止～

執筆者：弁護士 [横山 隆大](#)

1. はじめに

令和7年6月24日、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下、令和7年6月24日時点での規則を「本規則」といい、令和9年4月1日時点の規則を「新規則」という。）が改正され、取引時における、本人特定事項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「法」という。）第4条1項1号）の確認方法（以下、「本人確認方法」という。）として、①カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法（本規則第6条1項1号ル）が新設（改正①）され、②本人確認用画像情報による本人確認方法が廃止（以下、改正②及び改正①を併せて「本改正」という。）されることになった。

2. 改正の趣旨及び背景

金融機関をはじめとする特定事業者は、顧客等と特定取引を行う場合には、取引時確認として本人特定事項、取引目的等の確認を行う義務がある（法第4条1項）。特定取引は、特定事業者の業種ごとに定められており、例えば預金取扱金融機関については口座開設等がこれに該当する。

本人特定事項等の確認方法としては、以前から、対面のほか、オンラインによる確認方法も認められていた。特に、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応や、これを契機としたデジタルライゼーション推進の観点から、オンラインで完結可能な本人確認方法の重要性がさらに高まっている。

他方で、令和6年中の詐欺の被害額は3000億円を上回っており¹、匿名・流動型犯罪グループが顕在化するなど金融犯罪の犯行方法もさらに複雑かつ巧妙化している。こうした金融犯罪においては、偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が利用されているという実態が存在しており、金融機関等のオンラインによる本人確認は、対面の場合と比較し、本人確認書類の偽造や顧客へのなりすましの危険性が指摘されていた。

¹ 犯罪対策関係会議「[国民を詐欺から守るための総合対策 2.0](#)」（令和7年4月22日公表）

そうした背景のなか、オンラインによる本人確認において存在する、本人確認書類の偽造や顧客へのなりすましの危険を低減するための方策として、本改正がなされたものである。

3. 改正の内容

(1) カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設（改正①）

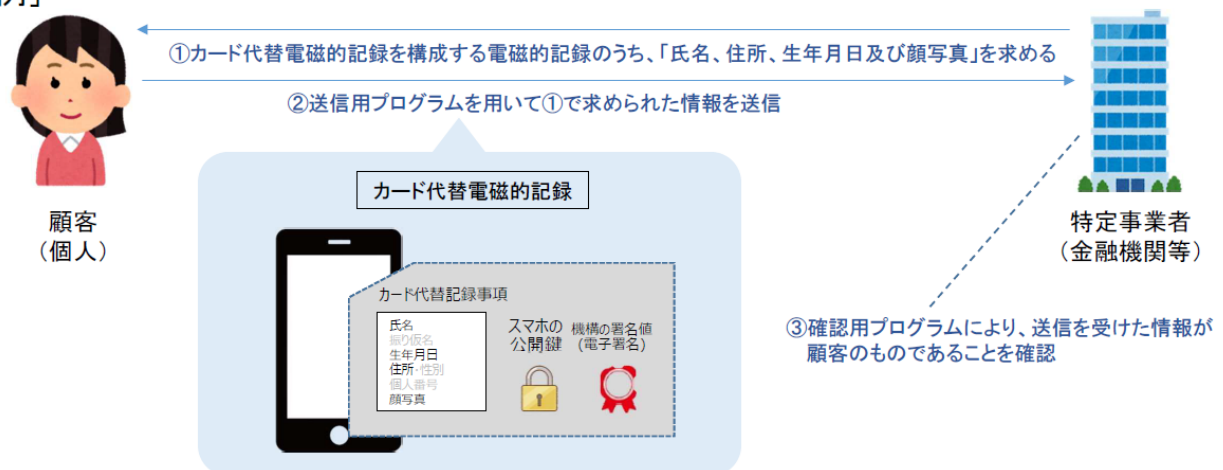
令和7年4月1日に、マイナンバーカードの利用拡大を目的として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「マイナンバー法」という。）が改正され、マイナンバーカード保有者のスマートフォンに、「カード代替電磁的記録」²として、物理的なマイナンバーカードと同等の機能（属性証明機能）を付与することが可能となった（マイナンバー法第2条8項）。この新技術の導入を受け、本改正では、カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法が新設された。

「カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法」は、下記図(1)のとおり、①特定事業者が、顧客に対して送信用プログラムを通じて、スマートフォンに格納された「カード代替電磁的記録」を構成する電磁的記録のうち「氏名、生年月日、住所及び顔写真」に係る情報（以下、「本情報」という。）の送信を依頼し、②顧客が、当該送信用プログラムに従って本情報を送信したあと、③特定事業者は、確認用プログラムを通じて、送信された本情報が真正であるか等について確認するという方法である。

現時点では、顧客が、スマートフォンから、本情報を送信する手段（送信プログラム）としては、iPhoneの「Appleウォレット」を利用した方法のみが認められており、特定事業者が、カード代替電磁的記録の送信を受けた際の確認手段（確認プログラム）としては、「ID Verifier（Appleウォレット）」のみが認められている。もっとも、今後は、更なる利用の拡大を見込んで、Android端末への搭載も実現できるよう調整等が見込まれている。

● 図(1)「カード代替電磁的記録」を用いた方法

[例]



（出所）金融庁作成資料

² 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められた情報で、氏名・住所・生年月日等のマイナンバーカードに記録された情報と、その情報が真正であり、かつ送信者本人のものであることを送信した相手に証明するための情報とで一体的に構成されたデータのことを指す。スマートフォンに格納され、その情報を相手に送信することで、スマートフォンのみで本人の属性を証明することが可能である。デジタル庁「[カード代替電磁的記録（属性証明機能）](#)」（2025年9月4日最終更新日）

なお、カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法は、対面取引・非対面取引を問わず用いることができるものの、個人番号カードをスマートフォンに搭載するためには署名用電子証明書が必要であることから、基本的には15歳以上の者について利用可能な方法となっている。

(2) 本人確認用画像情報による本人確認方法の廃止（改正②）

本人確認書類を用いた方法として、顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用した本人確認用画像情報の送信を受ける方法が廃止された。

平成30年11月30日改正の「犯罪による収益移転防止に関する法律施行規則」により導入された、本人確認用画像情報による本人確認は、従来、以下の図(2)から(4)までの方法のいずれかと併用されていた。

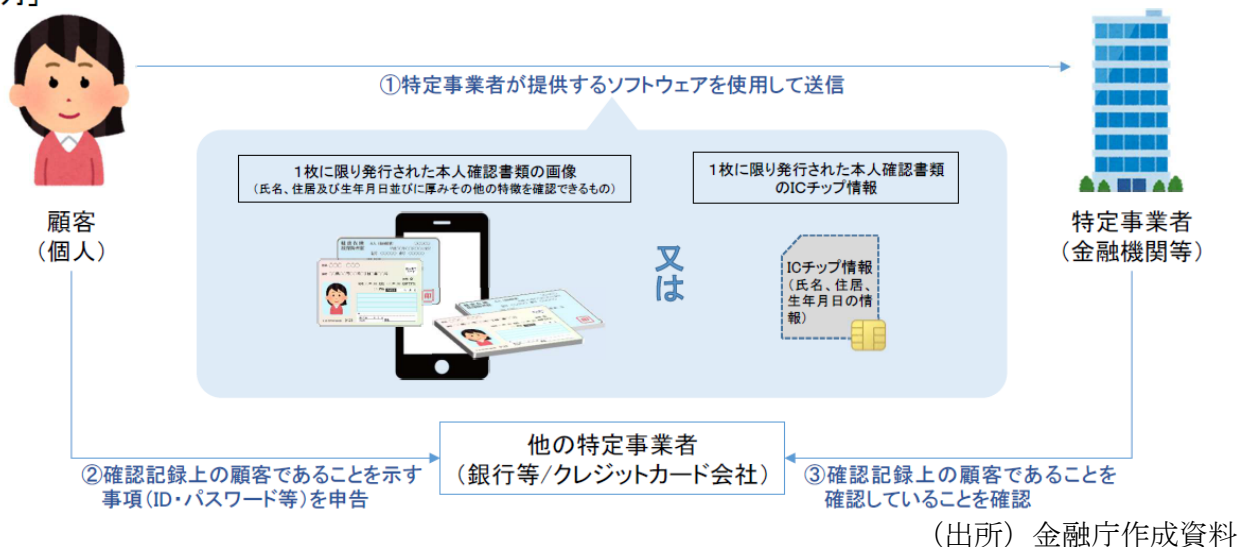
- 図(2)「写真付き本人確認書類の画像」＋「容貌の画像」を用いた方法

[例]



- 図(3)「本人確認書類の画像又はICチップ情報」＋「銀行等へ顧客情報の照会」を用いた方法

[例]



- 図(4)「本人確認書類の画像又は IC チップ情報」＋「顧客名義口座への振込み」を用いた方法

[例]



(出所) 金融庁作成資料

しかし、本人確認用画像情報を用いた本人確認方法は、顧客等による本人確認用画像情報の偽造等が比較的容易であったことから、世界的潮流に沿う形で、本改正により、図(2)の「写真付き本人確認書類の画像」及び「容貌の画像を用いた方法」が廃止され、図(3)及び図(4)において選択可能であった「本人確認書類の画像」の送信は廃止され、「本人確認書類のICチップ情報」の送信に一本化された。

本人確認用画像情報による本人確認方法は、特定事業者において、その簡便性から広く用いられていた方法であった。そのため、特定事業者に、本人確認方法の移行に時間的猶予を与える観点から、約2年後の令和9年4月1日に施行される予定となっている。

(3) 本改正のまとめ

改正①は令和7年6月24日から施行され、改正②は令和9年4月1日から施行されること、令和9年4月1日時点でのオンラインで完結可能な本人確認方法の種類としては以下の表のとおりとなる。本人確認方法を含めたマネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）のリスクは、金融犯罪の動向等を含めた外部環境によっても常に変化するところではあるため、今後は更に改正される可能性が残されている。

オンラインで完結可能な本人確認方法の種類

類型		方法	該当条項 ^(注)
個人顧客向け	本人確認書類を用いた方法	「写真付き本人確認書類のICチップ情報」+「容貌の画像」を用いた方法	1号ホ
		「本人確認書類のICチップ情報」+「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法	1号へ(1)
		「本人確認書類のICチップ情報」+「顧客名義口座への振込み」を用いた方法	1号へ(2)
	カード代替電磁的記録を用いた方法	「カード代替電磁的記録」を用いた方法	1号リ
	電子証明書を用いた方法	「公的個人認証サービスの署名用電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書)」を用いた方法	1号ヲ
「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法		1号ル・ワ	
法人顧客向け		「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法	3号ロ
		「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法	3号ホ

(出所) 金融庁作成資料

4. 今後のマネロン・テロ資金供与対策の動向等

金融庁は、2025年6月、[「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題\(2025年6月\)」](#)を公表した。これによると、2028年8月にオンサイト審査が予定されているFATF第5次対日相互審査において有効性審査が重視される予定であり、金融機関等において、基礎的な対応整備の完了で終始するのではなく、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する有効性検証を行うことが特に重視されている。

リスクベースアプローチを基礎とする有効性検証においては、自らが直面するマネロン等のリスクを具体的に特定することが、その後の評価・低減化措置を的確に行う上で最も重要である。マネロン等のリスクを特定する上では、警察庁により毎年公表されている「犯罪収益移転危険度調査書」³や金融庁により毎年公表されている「金融セクター分析」⁴等の資料を参照しつつ行うことが効率的であるが、同資料の性質上、金融機関等の業種ごとの概括的な記載にとどまる部分も避けられないため、個々の金融機関ごとに、自己の提供するサービスや顧客の属性等を踏まえて、できる限り具体的にマネロン等のリスクを特定することが肝要である。

財務省作成の[「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画\(2024-2026年度\)」](#)においても、「監督当局による金融機関等に対するリスクベースアプローチに基づく検査監督の実践等」が「継続実施」とされていることから、今後は、金融機関等に対して、リスクベースアプローチに基づく有効性検証が実施されているかヒアリング等の措置が講じられる可能性もある。そのため、金融機関等においては、現在におけるマネロン等のリスクの変化に応じて、自らのマネロン等のリスクが的確かつ具体的に、特定・評価・低減化措置の実施がなされているかの見直しが期待される。

³ 国家公安委員会「犯罪収益危険度調査書」(令和6年11月)

⁴ 財務省「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題 別紙：金融セクター分析結果概要」(2024年6月)

執筆者

弁護士 [横山 隆大](#) (アソシエイト、第二東京弁護士会)
Email: takahiro.yokoyama@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ
Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限り、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）


大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
Operturm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street, Sai Gon
Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
